平成２５年（フ）第４３１号
静岡県熱海市下多賀1001番地の17
債務者　小松　智子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３４５号
愛知県一宮市新生３丁目13番17号　サンパーク明宝302号
債務者　溝田　克俊
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７３号
三重県松阪市川井町1050番地　市営川井町団地Ｃ２棟20号
債務者　曽野　公子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第７４号
三重県多気郡明和町大字佐田2156番地６
債務者　吉田美明子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第７８２号
京都市南区上鳥羽岩ノ本町35番地
債務者　吉川　菜央
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８８号
京都府木津川市加茂町例幣松ケ辻45番地２
債務者　原井　淳行
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１３号
京都府向日市森本町下森本24番地の17
債務者　宮木　　恵
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２１号
京都府長岡京市開田１丁目３番７号　第１ロイヤルハイツ307
債務者　出水　直子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４９号
京都市西京区桂千代原町60番地　ＢＩＧハウス203
債務者　西田　義信
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８８号
京都府木津川市加茂町例幣松ケ辻45番地２
債務者　原井　淳行
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５４号
京都府城陽市富野北垣内１番地の62
債務者　竹嶋　勝治
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６６号
京都市山科区大宅甲ノ辻町20番地　メゾンクレール101号
債務者　千葉　眞澄
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７４号
京都市南区東九条松田町135番地　プレミアコート207
債務者　塩見　正子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７５号
京都市下京区西木屋町通正面下る八王子町111番地　サンウォーター301号室
債務者　武田　和也
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
大阪府和泉市伯太町３丁目11番19号
債務者　奥村　憲司
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
大阪府岸和田市田治米町519番地の８、前住所大阪府和泉市池田下町1080番地の１―605
債務者　花田　正喜
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８３号
大阪府岸和田市春木旭町12番１―406号、前住所大阪府岸和田市小松里町2485番地ジョイフル久米田103号
債務者　上川内利昭
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
大阪府和泉市万町393番地の１―107
債務者　谷村　雄太
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係